

◆流域治水のための雨水流出抑制について

本県は5年連続して大雨による被害が発生しました。本年は家屋、道路、河川、農地、林地、農業用施設、農産物の被害が各地で発生し、約250億円の被害額となっています。国土交通省によれば、昨年(2020年)の福岡県の被害額は約640億円でした。しかし、実際にはこの被害額に計上されない小規模の被害や、社会活動が滞るために生じた損失など、計り知れない損害が発生しています。

◎災害を復旧する予算から災害を防止する予算へ

災害対策のため、毎年多額の予算が災害復旧費、農産物等の補償費、県民生活を維持するための費用として充当されています。災害が発生した後の対症療法から、水害が発生しないための予防措置へ少しウエイトをシフトしていくべきだと考え、今回の質問を行いました。

◎河川整備の課題

河川整備は一般に下流から工事が行われ、流下断面を確保するために、河川幅を広げたり、河床を下げたり、堤防を高くしますが、最近の災害の特徴は内水氾濫被害が増加していることです。河川断面は確保されてもその下流側の河川水位が高いため十分な排水ができない、堤防は河川水が越流しないように高く整備されたが、流域の河川や水路からの流れ込みに支障が生じているといった状況も見られます。

特に、市街地を中心とした地盤の低い低平地の浸水被害の原因になっています。

◎国の流域治水への取り組み

国は、気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取り組みだけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築するために、河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することで施策や手段を充実し、それらを適切に組み合わせ、加速させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現することを目指しています。

Q

◎県の流域治水への取り組みについて

1. 流域治水は、あらゆる関係者により流域全体で取り組んで行かなければならない。そのために、県の多くの部署が連携して取り組んでいく必要があると思っているが、どのような組織で今後どの様にすすめていくのか、知事の考えを聞く。

A

知事 一級水系については国が水系ごとに、二級水系については県が圏域ごとに、国・県・市町村からなる流域治水協議会を設置している。

県からは、県土整備部、農林水産部及び建築都市部のほか、関係する部署が適宜参加しており、全庁横断的に連携を図りながら流域治水に取り組んでいる。

この協議会で策定する「流域治水プロジェクト」は、一級水系ではすでに策定されており、二級水系では今年度末までに策定する。

今後、この協議会において、プロジェクトの実効性を高めるため、参加する全ての関係者間で、事業実施にあたっての課題の解決に向けた協議、広域的な調整、進捗管理を行うことにより、流域治水の推進にしっかり取り組んでまいります。

<p style="text-align: center;">Q</p>	<p>◎降った雨を一気に下流に放出せず、時間をかけてゆっくりと流下させる対策について</p> <p>2. 都市化の進展が雨水流出に及ぼす影響について認識を伺うとともに、開発許可について県の対応を問う。</p>
<p style="text-align: center;">A</p>	<p>知事 都市化により森林や田畑が減少し、地表がコンクリートやアスファルト、建物で覆われることで、雨水が貯留・浸透する量が低下し、短時間で水路や河川に流れ込み、その結果、都市機能に影響を及ぼすような浸水被害の一因になっているものと認識している。</p> <p>このことから県では、土地の大規模な改変を行う開発許可の審査に当たり、排水能力や経路の確認を行い、開発が浸水被害の原因とならないよう、必要に応じて雨水調整施設の設置を指導している。</p>
<p style="text-align: center;">Q</p>	<p>◎公共施設からの雨水流出の抑制</p> <p>流域対策が先ずは公共施設の管理者など国、県、市町村等の関係者により実施されるよう、県として推進していく必要があると考えている。県では、令和3年度当初予算において、流域対策実施計画の作成経費を計上されているが、この計画を活用し、流域対策の推進にどのように取り組むのかお伺いする。</p>
<p style="text-align: center;">A</p>	<p>知事 県では、流域内のグラウンド、水田、民間の駐車場など雨水貯留施設として活用可能な施設ごとに、貯留量、対策効果などを一覧表として示した「流域対策実施計画」を作成する。</p> <p>流域対策を着実に進めるためには、まず、公共施設から率先して始めることが重要である。そのため、この計画の中から公共施設の管理者が、効果的な対策メニューを抽出し、実施できるよう、県が中心となって、技術的な助言や広域的な調整を行ってまいる。</p> <p>県としては、こうした取組を通じて、流域内において雨水貯留施設などの整備が進み、流域対策が推進されるよう取り組んでまいる。</p>
<p style="text-align: center;">Q</p>	<p>◎民間が管理する雨水調整施設について</p> <p>開発許可において設置された、民間が管理する雨水調整施設を十分に機能させるための対応について聞く。</p>
<p style="text-align: center;">A</p>	<p>知事 開発許可において設置する雨水調整施設を、民間事業者が管理する場合、県は審査に当たり、民間事業者と市町村が施設の管理に関する協定を締結することを許可の条件としている。</p> <p>適切な管理がなされていないとの通報等があった場合は、施設を管理する事業者に対し、県と市町村で連携して、この協定に基づき調査を行い、必要に応じた指導を行っている。</p> <p>現在、県では開発許可の基準の見直しを進めているところであり、施設がより適切に管理されるよう、その管理方法、市町村による施設への立入り権限、事業者への指導権限などが協定で明示されるよう改定を行う。</p>

<p>Q</p>	<p>◎流域治水のための予算確保について この流域治水は国主導で始まった。流域治水を形にしていくためには、県や市町村でいろいろな事業を実施することになる。県でも県土整備部や建築都市部、農林水産部、教育委員会をはじめ、多くの部署が各種事業を実施することとなるので、多額の予算が必要になってくる。当然、県のインフラ整備を行うための予算も限られている。国からの予算確保を知事には働きかけて頂きたいと思っているが如何か。</p>
<p>A</p>	<p>知事 流域治水を進めるためには、河川整備に加え、グラウンドやため池を利用した雨水貯留施設の整備など、多岐にわたる対策の推進が不可欠である。 そのため、関係する省庁に対し、政府予算要望の最重点項目として、流域治水の推進に必要な予算を確実に確保するよう、県議会とともに、しっかり働きかける</p>
<p>Q</p>	<p>◎市町村、企業に対する財政支援について 更に流域治水を推進していくためには、県だけではなく、市町村、企業など、流域内のあらゆる関係者が対策に取り組むことが必要。また、あらゆる関係者が流域治水の実現に向け、取り組んでいくためには、関係者に対する財政的な支援が不可欠である。 こうしたことから、将来的に、市町村や企業が流域治水を推進するために必要な予算の確保について、国への働きかけを行うよう要望する。</p>